シルバー人材センターのご利用に当たって

公益社団法人　東山梨地区広域シルバー人材センター

◎公益社団法人東山梨地区広域シルバー人材センター（以下「センター」という。）は「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、国及び地方公共団体からの補助金を交付されている公共性の極めて高い公益法人です。したがって、センターは営利を目的とするものではありません。

◎センターは、甲州市、山梨市に在住する、原則 60 歳以上の健康で働く意欲のある高齢者による会員組織で、高齢者にふさわしい仕事をセンターが請負又は委任によって引き受け、会員が各人の希望に沿って臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務に就業するシステムを基本としております。すなわち、いわゆる人材派遣業、労務供給事業とは異なるシステムであることにご留意ください。したがって、センターとお客様（仕事の発注者）との間では請負又は委任契約を結びますが、お客様と会員との間には雇用関係を始め、いかなる契約も成立しないことが特色です。

〇お引き受けした仕事はセンターが責任を持って完遂いたします。また、契約及び代金の請求・受領に関する一切の事務はセンターが行います。

〇会員は契約外の仕事に就業することはできませんので、就業中に仕事の変更・追加等をされる場合は、すべてセンターを通していただきます。

〇センターとお客様との契約は雇用契約ではありませんので、お客様が事業所等の場合、経理上は外注費、委託費等、人件費以外の費目で支出されることをお勧めいたします。

〇この基本システム（請負・委任）により、会員には労働者災害補償保険（労災保険）が適用されません。すべての会員は「シルバー人材センター団体傷害保険」に加入していますので、会員が就業中あるいは就業先との往復途上でケガをした場合は、ご面倒ですが速やかにセンターまでご連絡ください。また、会員が就業中に誤って第三者の身体又は財物に損害を与えた場合も同様にご連絡ください。

◎センターでは、上記の基本システムによるほか、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務（雇用関係）について、別に一般労働者派遣事業も行っていますので、こちらに関してもお気軽にご利用ください。

◎そのほかご不明の点は、**塩山事務所(0553-32-4110)、山梨事務所(0553-22-4150)**へお尋ねください。

参考出典：　公益社団法人　全国シルバー人材センター事業協会編
「シルバー人材センター事業　運営の手引き」